

定期報告対象建築設備等一覧表

1. 建築設備等について

	建築設備の種類		報告時期
(1)	エレベーター（労働安全衛生法施行令第12条1項6号に規定するエレベーターを除く。）	政令	最初に行った日の属する月の1日から末日
(2)	エスカレーター	政令	
(3)	小荷物専用昇降機（フロアタイプ）	政令	
(4)	小荷物専用昇降機（テーブルタイプ）	細則	
(5)	法第35条又は第36条の規定により設けた排煙設備（排煙機又は送風機を設けた排煙設備に限る。）	細則	定期報告対象建築物の報告時期（毎年）
(6)	法第35条の規定により設けた非常用の照明装置（予備電源を照明器具に内蔵したものを除く。）	細則	

2. 準用工作物について

	準用工作物の種類		報告時期
(1)	乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの	政令	毎年3月1日から末日まで
(2)	ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設（一般交通の用に供するものを除く。）	政令	イ 特定の季節に限り使用するものは、毎年使用を開始する日の属する月の前月1日から末日までの間 ロ イ以外のものは、報告を最初に行った日の属する月の1日から末日
(3)	メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの	政令	イ 特定の季節に限り使用するものは、毎年使用を開始する日の属する月の前月1日から末日までの間 ロ イ以外のものは、報告を最初に行った日の属する月の1日から末日

3. 防火設備について

	防火設備		報告時期
(1)	定期報告の対象となる建築物(1)から(4)の建築物に設けられた防火設備	政令 細則	5月1日から末日までの間 (令和元年より毎年)
(2)	定期報告の対象となる建築物(5)から(6)の建築物に設けられた防火設備	政令 細則	8月1日から末日までの間 (平成30年より毎年)
(3)	定期報告の対象となる建築物(7)の建築物に設けられた防火設備	政令	10月1日から末日までの間 (平成30年より毎年)
(4)	※1病院、診療所又は※2高齢者、障害者等の就寝の用に供する部分の床面積の合計が200㎡以上の建築物（定期報告対象建築物を除く。）に設けた防火設備	政令	5月1日から末日までの間 (令和元年より毎年)

※1 建築物が定期調査対象外であっても、病院、診療所又は高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上の建築物であれば、防火設備の定期検査報告書の提出が必要

※2 平成28年1月21日国土交通省告示第240号第1第2項各号に掲げるサービス付高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム、就寝用途の児童福祉施設等

<お問い合わせ先>

習志野市役所 都市環境部 建築指導課 指導係

TEL : 047-453-9231

Mail : kentiksid@city.narashino.lg.jp